

令和2年度事業報告

令和2年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国内の経済社会活動の抑制を余儀なくされ、その後は主要貿易相手国における経済活動停止等に伴い輸出が大幅に減少する等、感染症はその経済的な波及経路を拡げながら、我が国経済に甚大な影響をもたらしました。

世界経済の状況をみると、主要国・地域の経済は、感染症の影響を受け、軒並み悪化し、感染症の拡大が最初に深刻化した中国では、2020年1-3月期の実質GDPは、前期比-10.0%とマイナス成長を記録することとなりました。

国内でも感染拡大防止のため、小学校・中学校等の一斉休校や大規模集会の自粛、自動車業界においては自動車検査証の有効期間伸長等、さまざまな対策が取られました。

また、国内経済の起爆剤と期待された東京オリンピック・パラリンピックの開催が延期され、国内経済のみならず世界経済全体が急速な景気後退を余儀なくされ、今なお先の見通せない状況が続いています。

自動車整備業界においては、整備需要の分母となる国内の自動車保有台数は、令和3年1月末現在、約8,249万台と前年同月比247千台、0.03%の増加となっているものの、短期的には新型コロナウイルス感染症拡大等の影響、中長期的には人口減少とともに運転免許保有者数の減少が見込まれるなど、依然として厳しい状況です。

一方で、日整連が実施した令和2年度自動車特定整備業実態調査によると、総整備売上高は、5兆6561億円、前年度と比較すると345億円、0.6%増の4年連続の増加となりました。作業内容別では、「車検整備」が0.4%増、「定期点検整備」が7.9%増、「事故整備」が7.9%減、「その他整備」が4.5%増と、「事故整備」以外の項目で増加し、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置など、安全運転支援システムを搭載した車両の普及が実感できるものでした。

また、整備業界の人材確保においては、少子化と若年層の車に対する関心の低下等により、若年整備士の採用が困難な状況が続いております。他方では、改正道路運送車両法の施行により、エーミング作業等については電子制御装置整備の認証取得が必要になり、より高度で確実な診断・整備技術の習得が求められるなど、整備業界には新たな社会的使命が課せられています。

自動車整備業界を取り巻く環境は常に変化しており、自動車の安全確保と環境保全はもとより、コロナ禍の中にあっても自動車特定整備事業の適正化と定期点検整備の普及促進を図るとともに、整備業界の活性化及び会員サービスの充実に向けて、令和2年度に当振興会が実施した事業の概要は、以下のとおりです。

1. 「意見公表、調査研究」

自動車ユーザーに対する点検・整備及び検査制度に対する要望と問題点をとりまとめ、当振興会としての意見を行政庁並びに日整連に具申するとともに、整備事業に関する関係法令の情報収集を行い、実態に即した適切な運用・改善を要望するとともに、整備事業者等への情報提供に努めました。

また、今後の整備業界の動向を推し測るべく各種調査・解析等を実施し、結果を公表しました。

2. 「広報活動」

会報誌「静整振情報」を編集・発行し、情報提供に努めました。

定期点検整備の促進をより効果的に行うため、国土交通省が実施主体となる「自動車点検整備推進運動」と協調して、令和2年9月から11月までの3ヶ月間を重点取り組み期間として、テレビCM放映、ラジオCM放送等を行いました。

3. 「必要な講演又は講習の実施」

整備事業関係の法令・通達等に関して、整備主任者、自動車検査員等の研修並びに令和2年4月の改正車両法施行に伴う電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習において、静岡運輸支局と連携して新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底して、円滑に実施しました。

「電気自動車等の整備の業務に関する特別教育」、「ハイブリッド車メンテナンス実習」、「ダイハツ予防安全機能スマートアシスト研修」など新技術・新機構に関する特別研修を実施するとともに、「四輪アライメントテスター取扱研修」を実施し技術力の向上に取り組みました。

4. 「使用者対策」

静岡運輸支局及び自動車関連団体と協力して、自動車ユーザーに対して定期的な点検整備の必要性や保守管理意識の醸成を図るとともに、自動車ユーザーの信頼を得ることができるよう、整備相談窓口における相談体制の充実を図りました。

自動車の定期的な点検整備の必要性や保守管理意識の高揚を図るため、国が推進する「自動車点検整備推進運動」並びに「不正改造車を排除する運動」に積極的に参加するとともに、支部及び会員の協力により各地域において「マイカー点検教室」を実施し、定期点検整備やスキャンツールによる診断の必要性を参加者に積極的に説明しました。

5. 「行政協力」

交通安全啓発活動として、行政当局、警察、支部等の協力の下、一般道路で実施する車両の街頭検査において、車両の点検指導、排出ガス測定、定期点検整備の啓発等

を行ったほか、交通安全運動期間中の啓発活動にも協力し、交通事故及び公害の防止に貢献しました。

整備工場における中高生の「職場体験学習」並びに「インターンシップ」の受け入れ時には、作業時に着用するツナギ服を提供し、自動車整備業界のPRに積極的に取り組みました。

整備業界への人材確保に向けた活動は、静岡自動車整備人材確保・育成連絡会の取り組みとして、中学生に対する職業講話への協力を行い、自動車整備士の認知度の向上及びイメージアップを図りました。

また、飛龍高等学校自動車工業科へ当会で実習車両として使用していたハイブリット車3台（トヨタ プリウス）を寄贈し、ハイブリット車の知識や技術の向上を支援致しました。

回送運行許可制度については、第9号様式への証明行為を含め適切な許可申請及び取り扱いに協力しました。

6. 「自動車整備技術の向上及び自動車整備事業の運営、改善に関する相談、指導」

会員からの整備技術相談に対応するとともに、四輪アライメントテスターの活用方法等に関する講習を実施し、スキャンツール並びにテスター等の貸し出しを積極的に進め、整備工場の技術及び知識の向上を図りました。併せてFAINES（ファイネス）の利用方法を案内し、整備工場に必要な整備マニュアルや作業点数表等の整備関連情報を入手する環境整備に努めました。

振興会ホームページのメンバーページを活用して、整備事業の運営に関する情報を提供し、自動車特定整備事業者の新規申請、変更及び廃止等の届出について、申請書類等の作成指導並びにアドバイスを行うとともに、特定整備制度に伴う改正車両法等の制度説明や、新たな電子制御装置整備の認証を受けるための申請指導等を行いました。

また、指定自動車整備事業者に対して、電子保安基準適合証及び継続検査OSSの積極的な導入を奨め、効率的な事業運営をサポートしました。

さらに、自動車ユーザーからの整備相談窓口として、整備及び関係法令に関する苦情・相談に応じ、事業者からの問い合わせにも適切に対応しました。

7. 「その他事業」

自動車整備士養成の質的向上を図り、自動車整備技能登録試験の円滑な実施に努めるとともに、国が主催する自動車整備士技能検定試験の公正な実施に協力しました。

日整連からの受託事業として、FAINESの会員管理業務、OSS申請共同利用システムの管理及び代理申請業務並びに車積載車による事故車等の排除業務に係る有償運送許可のための研修及び指導業務を実施しました。

また、公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター友の会会員として、暴力団等

反社会的勢力排除宣言を窓口に表示し、暴力団排除や不当要求排除運動に取り組みました。

8. 「総会、理事会、委員会及び共益事業」

定款に定められた会議を中心に諸会議を開催し、諸事業の推進を図りました。

静整振会長表彰を実施するとともに、国土交通省に対する大臣・局長・支局長功労者表彰等の上申を行いました。

県教育委員会と協力して行う「こども110番の店」活動の一環として、県内の新入学1年生へ活動PRツール品（鉛筆・消しゴム）を進呈しました。中学生職場体験学習については、県内の会員事業場における職場体験時に着用する作業服を無償提供し、生徒の安全確保及び自動車整備業界のイメージアップを図りました。

日整連が推進する共済保険等の普及に取り組み、自動車整備事業者の経営基盤強化を図りました。

9. 「その他」

事業計画に基づき一般社団法人の運営を適正に実施しました。